

坪塚自治会防災計画

令和4年2月

1 はじめに

隈之城地区は、薩摩街道筋に当たり、古くから二福城周辺に麓や町場を形成していた。現在では川内市街地へ続く旧国道3号線が通る、歴史ある交通の要衝である。その中心部に位置する坪塚自治会は、隈之城川およびその支流である勝目川、百次川が合流し、古くから水田が広がる河川敷周辺を埋め立て、都市計画に基づいた住宅街を形成しており、市街地に近く、医療、福祉機関をはじめ大規模量販店も出店している、非常に住みやすい自治会である。

しかしながら、河川に近い立地や埋め立て地であるため、坪塚自治会を取り巻く自然災害発生の可能性は決して低いとは言えず、むしろ以下のような自然災害が発生するものとして備えなければならない。

- ・台風、豪雨による浸水等の風水害
- ・地震による住宅損壊や火災、液状化現象による道路や水道、電気など社会基盤の破損また、会員の高齢化による防災上の課題も危惧されるところである。

よって、防災活動や、被害を最小限に抑える活動の充実を期して坪塚自治会独自の防災計画を定め、防災意識の高揚と自然災害からの被害軽減を図るとともに、防災また、被害を最小限に抑えるという視点から、坪塚自治会の活性化と地域力、福祉力の向上を図るものである。

2 用語の定義

この計画で使用する用語の定義は次のとおり。

- (1) 指定避難所：市が開設する避難所のことで、避難者が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった人が一時的に滞在する施設。
- (2) 民生委員：常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方である。
- (3) 要配慮者：避難の際に、通常の人より時間を要する人、支援が必要な人など、災害時に特に配慮の必要な人をいう。(例：高齢者、障がい等のある人、乳幼児など災害時に気になる人のこと)
- (4) 自助、互助、共助、公助について
 - 自助：自らの身を自分の努力によって守ること。
 - 互助：お互い様の精神で、身の回りの人と助け合うこと。
 - 共助：地域の人々（地縁団体等を含む）が協力し合うこと。
 - 公助：国、県、市等の行政、消防機関等による救助・援助のこと。

3 計画の目的

この計画は「坪塚自治会防災計画」（以下「防災計画」という）と称し、坪塚自治会を対象にした自主防災組織として、防災活動に関する計画を定め、自助・互助・共助によって、自然災害による、人的、物的被害の発生、および被害拡大の防止または低減を目的とする。

※資料2活動タイムライン参照

4 主な活動

会員は、災害に備えて以下の項目を主体的、積極的に取り組むよう努める。なお、防災計画上の活動については、自助、互助、共助の精神に基づき、強制されるものでも義務を負うものでもなく、可能な範囲で行うものとする。

（１）防災・防火意識の普及

- ・出水期や台風の時期等に合わせ、坪塚だよりに自然災害に備えて必要なもの等を掲載し、防災・防火意識の普及を図る。
- ・自主防災組織は、地区行事や自治会の行事、学校や事業所で行われる防災・防火訓練等を機会として防災意識啓発に努める。

（２）情報の収集・伝達

- ・災害発生が予測されるとき、会員は、市や公的機関、テレビ、ラジオ等の情報発信に留意し、近くの指定避難所の確認や、家族等の安全確認など適切な応急措置をとるため情報の収集に努める。
- ・電話等の連絡網の整備に努める。

（３）避難行動等

- ・災害発生が予測されるとき、収集した情報を基に早期避難を心掛ける。
- ・災害時に避難に時間を要する方は、指定避難所の開設をもって避難を開始することが望ましい。なお、事前の避難（自主避難）を妨げるものではない。
- ・普段から指定避難所等の確認、避難経路の把握に努める。

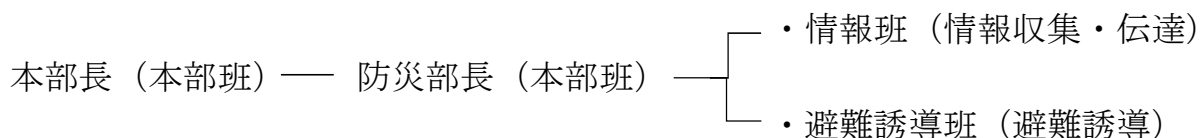
（４）出火防止・初期消火

- ・消防機能を十分に発揮させるため、消防局等関係機関と協力して消火訓練等の訓練を行う。

5 組織と役割

日常、または災害発生時の応急活動を効果的に行うため、自主防災組織内に以下を編成する。

【組織図】



役職（自主防災組織）	役職（自治会等）
本 部 長	自治会 会 長
防 災 部 長	自治会 副会長
情 報 班 長	自治会 副会長
避 難 誘 導 班 長	自治会 班 長

（１）本部班

	役 割
日 常	○防災活動や被害を最小限に抑える活動、防災・防火意識の啓発活動（坪塚だよりに掲載等） ○備蓄品の補充、管理 ○消火活動や応急手当などの救急訓練の計画・実施
災害発生時	○各班との調整 ○災害時に気になる人に関する情報などの、会員及び関係機関への連絡と周知（情報班、避難誘導班と協力） ○備蓄品の管理・提供

（２）情報班

	役 割
日 常	○連絡網の整備、防災活動や被害を最小限に抑える活動等および災害時に気になる人に関する情報収集（本部班、避難誘導班と協力）
災害発生時	○災害時に気になる人に関する情報などの情報収集及び関係者への周知（本部班と協力） ○避難所等での生活に必要な情報の把握（本部班と協力）と周知

(3) 避難誘導班

	役 割
日 常	○指定避難所の場所及びその経路の把握 ○避難する際に時間を要する方対策の整備（本部班、情報班と協力）
災害発生時	○避難時の誘導、避難をする際に時間を要する方の支援 ○避難所の支援・運営

6 災害に備えて

(1) 避難計画

- ・会員は、普段から避難経路の把握に努め、非常持出し品が入った袋を準備して避難できるようにしておく。
- ・会員は、ハザードマップ等で自宅等が安全だと確認できた場合は、無理に避難をしない。
- ・台風や大雨等による水害が予想される場合、避難に時間を要する方等は前もって、または避難所が開設され次第、早めに（氾濫警戒情報発令の際は直ちに）最寄りの安全な場所等へ自主的に避難する。

※個人情報の保護に努めた上で、要配慮者等と互助・共助による支援者の名簿（資料1）を別途定める。

- ・避難するときは複数で避難するように努める。
- ・避難することで危険が予測される場合は、その場で命を守る最善の方法をとる。
- ・避難後は、地域全体の安全が確認されるか、警報・注意報が解除されるまで、または避難した場所が危険な状況にならない限り、もしくは行政機関等から移動の指示がない限り、その場所から移動しないように努める。

(2) 近くの指定避難所

坪塚自治会館、隈之城小学校、隈之城保育園、県営勝目団地集会所

(3) 個別避難カードについて

- ・個別避難カード（資料3）は、非常持ち出し品等を確認する場合、家族等と避難場所等の情報共有を行う場合、災害発生時に事故等で意思表示ができない場合に身元確認等を行うことを目的とする。
- ・会員は、個別避難カード（資料3）を作成し携帯するか、非常持ち出し品等と一緒に保管しておき、災害発生時に避難情報カードとして利用する。
- ・個別避難カードに記載された一緒に避難をする人は、善意に基づき支援するものであり、避難をする際時間を要する人等に対して責任を負うものではない。ただし、災害時だけでなく、普段からの協力関係を構築することが望ましい。
- ・要配慮者・支援者名簿（資料1）、個別避難カードの情報については、抽出された方等の同意を基に、自主防災組織で情報を共有することができる。また、必要に

応じて市とも情報共有できる。

7 防災資機材及び備蓄品の管理

- ・自主防災組織は、必要に応じて、坪塚自治会館等に毛布や飲料水、非常食、その他の防災物資を備蓄する。
- ・備蓄品は、リストを作成して必要な物から順次整備する。整備方法は寄付、購入、持ち寄りなどとし、必要性の高い物から整備する。
- ・会員は、平素よりリュックサックのように背負える非常持出し品袋（水、食料、タオルや着替えなどが入ったもの）を準備し、自宅出入口等に配置しておく。
- ・非常時に持ち出す水や食料のほか、自宅での備蓄として、普段から水や保存食料を多めに購入しておき、1年程度をめに古いものから順次消費していく（ローリングストック）ことが望ましい。
- ・隣近所でお互いに融通できる物資は、互助、共助の精神で共同備蓄管理できる。

備蓄品リスト				
資機材名称	配置数量	管理者	保管場所	備考
携帯拡声器	1	自治会 会長	坪塚自治会館	
避難誘導旗	2	自治会 会長	坪塚自治会館	

8 付記

- ・この防災計画は、年度毎に要配慮者・支援者名簿や避難経路、備蓄品、各班構成等の見直しを行う。
- ・資料として以下を収載する。
 - 資料1 要配慮者・支援者名簿様式
 - 資料2 活動タイムライン
 - 資料3 個別避難カード様式
 - 資料4 地区防災マップ
- ・この計画は令和4年 月 日より施行する。

※自力避難困難区分
A 重度（寝たきり・視聴覚障害・歩行困難等）→ 担架等での搬送が必要な人
B 軽度（高齢者・軽度身体障がい者・病人等）→ 歩行に支えが必要な人
C 乳幼児等（必要に応じて9歳未満児含む）→ 保護者がいても記載する

※支援者は互助の精神で支援するものであり、要支援者に対し責任を負うものではない

番号	フリガナ氏名	性別 年齢	電話	区分	状況	世帯主名	支援同居者の有無	特記事項	支援者名
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

資料2：活動タイムライン

時系列 気象情報など	自主防災活動	個人活動例	私の行動（マイタイムライン）
レベル0 普段	- 防災減災意識啓発活動 - 要配慮者把握 ※民生委員等と連携 - 避難場所等、避難経路、連絡網の把握と整備（備蓄を含む） - 協力事業所等との連携促進 - 防災訓練 ※市、消防団、事業所等と連携	- 防災、減災意識を持つ - 避難場所、避難経路の把握 - 非常持ち出し品の準備 ※個人によって異なる事に留意 - 気になる人の見守り - 個別避難計画を作る ※家族全員分を考える ※家庭内備蓄を考える	
レベル1 早期注意情報など	- 自主防体制の確認 - 避難情報等の収集 - 気象情報に留意	- 避難の心構えを高める - 気象情報等に留意	
レベル2 大雨注意報 洪水注意報など	- 避難体制の確認 - 自主防の組織体制、避難場所等、避難経路、連絡網の確認 ※場合により避難場所等自主開設	- 避難先、連絡先を確認 - 非常持ち出し品確認 - 気象情報に留意 - 希望する要配慮者は事前避難 - 自宅避難の人は周囲の安全確認	
レベル3 高齢者等避難 大雨警報 洪水警報など	- 災害発生体制 ※事業所等と連携 - 要配慮者避難誘導、安否確認 ※消防団と協力 - 避難場所等自主的運営	○高齢者等要配慮者 - 事前に決めた場所へ避難 - 危険箇所にいる人は避難 - 非常持ち出し品を持参 ○その他の人 - 避難準備（危険を感じる人は避難）	
レベル4 避難指示 避難指示 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 暴風警報など	- 避難経路の安全確認、避難誘導 ※消防団と協力 - 避難場所等自主的運営	- 危険を感じる人は全員避難 ※避難することで危険な場合はその場で最善の行動 - 自宅避難の人は安全確保 ※家族の安否確認	
レベル5 緊急安全確保 大雨特別警報 氾濫発生情報 地震など	- 自主防安全確保行動 ※避難誘導は安全な場所に限る - 避難場所等自主的運営 ※給水・給食、救護 - 避難場所等での安否確認	- 命を守る最善の行動 ※垂直避難等 ※緊急地震速報後の対応に留意	
応急復旧期	- 避難場所等自主的運営 ※環境整備、給水・給食、救護 - 被災情報収集、安否確認、生活情報発信など	- 被災情報収集、安否確認、生活情報発信など - 互助による復旧作業 - その他の自主的生活再建活動	

資料 3：個別避難カード（個別避難計画）様式

用意したい非常持ち出し品	あると便利なもの
☐ 飲料水(1日3ℓ) ☐ 非常食 ☐ 現金・貴重品 ☐ 懐中電灯 ☐ 応急医薬品 ☐ 常備薬 ☐ ホイッスル ☐ 携帯ラジオ ☐ 衣類(下着類) ☐ タオル ☐ 雨具 ☐ 携帯電話 ☐ ティッシュ・ウエットティッシュ ☐ ヘルメット・防災ずきん ☐ ビニール袋 ☐ 簡易トイレ など	☐ カセットコンロ ☐ ライター ☐ なべ・やかん ☐ ナイフ ☐ ゴミ袋 ☐ 軍手 ☐ 眼鏡・コンタクトレンズ・洗浄液 ☐ 携帯電話予備バッテリー・充電器 ☐ 防寒具(季節に応じて) など
◆女性は ☐ 生理用品 ☐ 身だしなみ用品	その他あなたが必要と思うもの ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____ ☐ _____
◆乳幼児やこどもは ☐ オムツ ☐ ミルク ☐ おもちゃ	
◆高齢者は ☐ 老眼鏡 ☐ 介護用品	

外 面

顔写真を はりましょう	◆大雨台風の時 避難開始のタイミング（いつ） _____
名前 _____	避難場所（どこへ） _____
住所 _____	一緒に避難する人（だれと） _____
生年月日 _____年____月____日	◆地震・津波の時 避難場所（どこへ） _____
血液型 _____型	一緒に避難する人（だれと） _____
緊急連絡先 _____	
保険証記号番号 _____	

内 面

坪塚自治会地区防災マップ

凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|-----------|
|  | 公的施設・医療機関等 |  | 災害時に役立つ場所 |
|  | 危険物がある場所 |  | 浸水時通行不可 |
|  | 浸水履歴区域 |  | 広い駐車場等 |
|  | 河川・水路 | | |

